

(案)

第4次長久手市みどりの推進計画

第1節 計画策定の基本方針

1 計画の趣旨

長久手市は、西部の市街地、東部の田園・丘陵地、東西に流れる香流川という特徴的な骨格構造を有しています。

西部の市街地については、土地区画整理事業によって創出されたみどりが、市民の生活に潤いを与えており、東部の田園・丘陵地については、山林、農地、河川、ため池及び湿地などの優れた自然環境が多く残っており、多様な生物が生息しています。香流川の遊歩道や並木を気に入っている市民も多く、貴重な財産の1つといえます。

また、本市の市境は東部丘陵の山並み（スカイライン）等で囲われているため、市内からの眺望はほぼ長久手市の風景という特徴も有しています。しかしながら、都市化の進展という大きな流れの中で、これまでに市街地を始めとして多くのみどりが失われてきました。今後も宅地開発等により、更にみどりが減少することが予想される中で、東部丘陵の山並み（スカイライン）の保全や都市的利用と自然環境の共存を図ることが重要となってきています。その一方で、人々の価値観が多様化し、みどりや水辺など自然への関心の高まりと共に、自由時間の増大に伴って、多様なレクリエーションの場としてみどりが重要となってきています。

本計画の上位計画の1つである長久手市緑の基本計画（以下、「基本計画」という。）については、市街化の進展や人口の増加に伴う本市の状況変化、都市緑地法・都市公園法などの関連法令の改正、国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）等の社会情勢の変化を捉え、令和2年3月に改定を行いました。

長久手市みどりの推進計画は、長久手市みどりの条例の目的を達成するため、第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）、基本計画、長久手市都市計画マスタープラン及び長久手市里山プラン等の関連計画との整合を図りつつ、市街地のみどりを創出・育成し、作物を生産し季節の移ろいを伝えてくれる農地、身近な自然を提供し多様な生物が生息する丘陵地の豊かなみどりの保全を図るための、緑化の推進に関する計画です。

※ 本計画での「みどり」とは長久手市みどりの条例で定義する「みどり」及び基本計画で定義する「緑地」を指すものとします。

2 計画の性格

この計画は、本市のみどりの育成及び適切な保全を図るため、緑化の推進に関する総合的な計画としての性格を持っています。

- ・長久手市みどりの条例（平成8年4月1日条例第10号）に基づき、みどりあふれる潤いとやすらぎのあるまちづくりを実現するため、みどりの推進を図る計画です。
- ・市が行う緑化施策を総合化して体系化を図り、効率的な事業の実施を推進する計画です。
- ・「みどりの推進・みどりの保全・みどりの啓蒙（支援）」について、市が目指す方向と目標を示すことにより、市民及び事業者の積極的な参加と行政との協働を求める計画です。

3 計画の対象地域

この計画の対象地域は本市全域とします。

4 計画の期間

この計画は概ね2030年度までの10年間を計画の期間とします。

ただし、計画の確実性を期する意味で、個々の施策の内容に変更が生じた場合については、この計画を見直します。

5 実施計画の策定

基本計画の進捗管理として策定した施策評価シートと、本計画の実施計画が同じ目的であるため、これを活用した進捗管理を行い、点検・評価を実施します。本計画期間の中間年次である2024年度には、みどりの推進会議にて前期の進捗状況報告を行い、後期の事業実施に向けて事業の確認を行います。

6 みどりの役割

みどりには、生物多様性の保全や地球温暖化の防止等の環境保全機能、市街地の背景等の景観形成機能、多様化する余暇活動や自然とのふれあい等のレクリエーション機能、あるいは災害防止や避難地等の防災機能をはじめとする多面的な役割はもとより、人々に潤いとやすらぎを与えるといった機能もあります。

自然環境を守る、人の役に立つ、市民生活を守る、地域を良くするなど、様々なみどりの役割を十分にふまえた上で、必要とされるみどりの保全・活用を推進していく必要があります。

7 SDGs

「SDGs（エスディーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。

我が国においては、8つの優先課題と具体的施策が定められ、各地方自治体の積極的な推進が求められており、本市においては第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）で「地球にやさしい持続可能な社会の構築」として取り組みの方向性が示されております。

本計画で生物多様性の保全、環境配慮型まちづくりの促進及びみどりの育成・保全等に取り組むことで、17の国際目標のうち「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」をはじめ、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」及び「15 陸の豊かさを守ろう」など多くの国際目標の達成に寄与します。

【SDGsの17の国際目標】



第2節 みどりの現況と課題

1 みどりの現況

本市の面積は約 21.55 km²で、みどりについては東部丘陵地域及び岩作御嶽山を中心とした地域において、まだ多くの緑地が残されています。しかし、本市の西部を中心とした地域においては、土地区画整理事業が行われ、東部においては、大規模な土砂等の採取・埋立て行為や宅地開発が行われ、貴重なみどりが失われてきました。

一方、本市行政では都市公園が整備され、地区公園1箇所・近隣公園5箇所・特殊公園1箇所・街区公園43箇所の合計50公園を開設しています。また、せせらぎの径などの緑道については3緑道、香流川緑地などの都市緑地については4緑地を開設しています。近年都市緑地法・都市公園法などの関連法令の改正が行われており、利用者のニーズをふまえた機能拡充や民間の力を借りた新たな管理の方向性などが示されています。更に、長久手市美しいまちづくり条例によりみどり等の面積及び植栽基準を設けるなど都市内緑化の推進に努めています。また、現在施行中の公園西駅周辺土地区画整理事業及び長久手中央土地区画整理事業で創出される公園・緑地の面積については、法令基準を大幅に上回る事業計画となっております。特に公園西駅周辺土地区画整理事業においては、市のリーディング事業であると共に、環境配慮型まちづくりを目指していることから、公園西駅周辺地区先導住宅街区において、地区計画等の区域による緑化率の最低限度20%を設けると共に緑地協定を締結しました。個人や事業者の所有・使用している土地についても、生垣設置、あいち森と緑づくり事業、屋上・壁面緑化事業等の補助制度の実施及び緑化木配布事業等が制度化され、活用されています。

2 みどりの課題

本市東部の田園・丘陵地は、愛・地球博記念公園をはじめとして、大学や県農業総合試験場などの公共施設があります。更に、岩作御嶽山を中心とした地域には、森林や農地が多く残されていることから、比較的自然環境に恵まれた魅力ある地域づくりを展開していくことが可能な地域といえます。

長久手市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（以下、「土取り条例」という。）では、土砂等の採取・埋立て行為に対して、開発後の緑地回復や開発地内の土壌調査・水質検査等を義務づけています。違法な開発を未然に阻止するため、市のパトロールを実施すると共に、積極的に情報収集を行い、地域住民と一体となり違法な開発の根絶を目指します。また、土取り条例は制定から約10年が経過し、現状の開発行為と土取り条例の内容にくい違いが生じてきたため、見直しを行う必要があります。

また、2015年度に策定した長久手市里山プランについては、長久手市の里山の将来構想を示すと共に、試行エリアとして位置づけられている平成こども塾周辺の木望の森において、森林所有者、地域住民及び市が一体となった里山の利活用を目指して、市民活動団体に里山整備の作業を委託しております。今後も当該エリアを中心に事業を展開していき、長久手市里山プランのアクションプラン（実行計画）として、2018年度に策定した長久手市里山基本計画に基づく市民協働プロジェクトの活性化等に取り組む必要があります。

近年、CO₂の増加に伴う地球温暖化の影響から猛暑日が増え、快適な市民生活が脅かされつつあります。樹木等は、CO₂を吸収（固定）する役割もあるので、CO₂削減対策としても積極的に緑化の推進や保全を進めていく必要があります。

本市の人口は、本計画の計画期間を超える2035年まで増加すると推計されており、宅地の拡

大が見込まれている中で、公園整備や道路緑化は期待されますが、今後も周辺の自然との調和を図りつつ、人口増加をふまえたみどりあふれる潤いのあるまちづくりに取り組む必要があります。

本市を東西に流れる香流川については、その位置や全長から「緑の軸」となることが期待され、水質保全、近自然工法による護岸改修及び親水化などと共に、遊歩道やサイクリングロードの整備、周辺緑地とのネットワークの形成及び河川敷への植樹など様々な整備を進めることが求められています。

第3節 みどりの推進目標と施策の基本方針

1 みどりの推進目標

本市の自然環境の保全・活用とみどりの創出は、主として西部市街地の緑化推進と、東部田園・丘陵地のみどりの保全が基本となります。みどりの推進目標は本市自ら達成すべき行政目標であると共に、市民が主体となったみどりのまちづくりを目指しているため、これらを支える仕組みづくりも充実させ、「市民、NPO、企業等」と「行政」が一体となり緑化事業を推進し、健全で良質なみどりの創出が重要となります。目標年次に向けて達成すべきみどりの推進目標として、次の目標を設定し事業を推進します。

- ・ 公共施設・民間施設の緑化の充実・拡大、宅地の緑化促進などを進めます。
- ・ 都市公園の整備拡充を図り、基本計画の目標水準である都市計画区域内人口1人当たり都市公園面積36.1㎡の早期達成を目指します。※愛・地球博記念公園（モリコロパーク）を含む
- ・ 基本計画に基づき「緑の軸」、「緑の拠点」の整備を推進し、緑のネットワークの形成を図ります。
※緑の軸：香流川軸及びグリーンロード軸
緑の拠点：愛・地球博記念公園（モリコロパーク）拠点、長久手古戦場駅周辺拠点、公園西駅周辺拠点、都市機能集積拠点及び里山拠点
- ・ みどりの量の拡大のみならず、今後は更に積極的な維持・管理に取り組み、みどりの健全性や質を高めていきます。
- ・ 豊かな自然環境を形成している東部の田園・森林を含む丘陵地の保全・活用を目指します。
- ・ 市民が主体となるみどりのまちづくりを目指します。
- ・ 市民協働プロジェクト等を展開し、次世代に継承できる「持続可能な里山」を目指します。
- ・ 土取り条例の適切な運用し、みどりの育成及び保全を図ると共に市民の安全や生活環境を保全します。

2 施策の基本方針

みどりの推進目標を効率的に実現するための施策として「みどりの推進」・「みどりの保全」・「みどりの啓蒙（支援）」の3項目に体系化し、各施策を推進していきます。

(1) みどりの推進

潤いのある市街地を目指した新たなみどりの創出が求められており、公共施設や民間施設の緑化の充実・拡大、宅地の緑化促進などを進めます。

緑の軸として期待されている香流川については、適正な管理だけでなく、市民が親しめる河川として、愛知県や地域住民と協力し河川沿いへ積極的に植樹を行います。また、主要地方道名古屋長久手線及び県道岩作諸輪線については、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業を活用した街路樹の再整備を行い美しい並木道を創出しました。今後は、緑の軸として期待されるグリーンロードの街路樹の再整備を愛知県に要望をしていきます。

市民が誇れるみどりやジブリパークの開園に伴う市内外からの来訪者をもてなすみどりの充実を目指します。

- ・緑の軸及び緑の拠点の効率的な整備を推進します。
- ・緑のネットワークの形成に努めます。
- ・潤いのある市街地の形成に努めます。
- ・河川の緑化推進と親水性の向上に努めます。

(2) みどりの保全

西部の市街地においては、土地区画整理事業によって一定のみどりが創出されましたが、長い年月が経過しているため、今後は更に積極的な維持・管理に取り組む必要があります。その際、「市民、NPO、企業等」と「行政」が積極的に協働し、健全で良質なみどりを目指します。

豊かな自然環境を形成している東部においては、田園・丘陵地の保全・活用を図ります。里山プランに定められている4地区の里山エリアについては、積極的に保全・活用を図り、将来的には荒廃化した竹林の地権者に先進事例として紹介していくことを検討すると共に、その中の生態系保護エリアを中心に生物多様性を維持する湿地などの環境を保全します。また、河川やため池など貴重な水資源に関わる自然環境や、都市に彩りを与えている農地の保全を図ります。

- ・都市公園・緑地を適正に維持・管理します。
- ・街路樹を適正に維持・管理します。
- ・社寺林等の保全に努めます。
- ・生産緑地地区の維持・保全に努めます。
- ・東部の田園・森林を含む丘陵地の保全・活用に努めます。
- ・生物多様性の確保に努めます。
- ・河川やため池などの貴重な水資源に関わる自然環境の保全に努めます。
- ・都市を彩る農地の保全を図ります。

(3) みどりの啓蒙（支援）

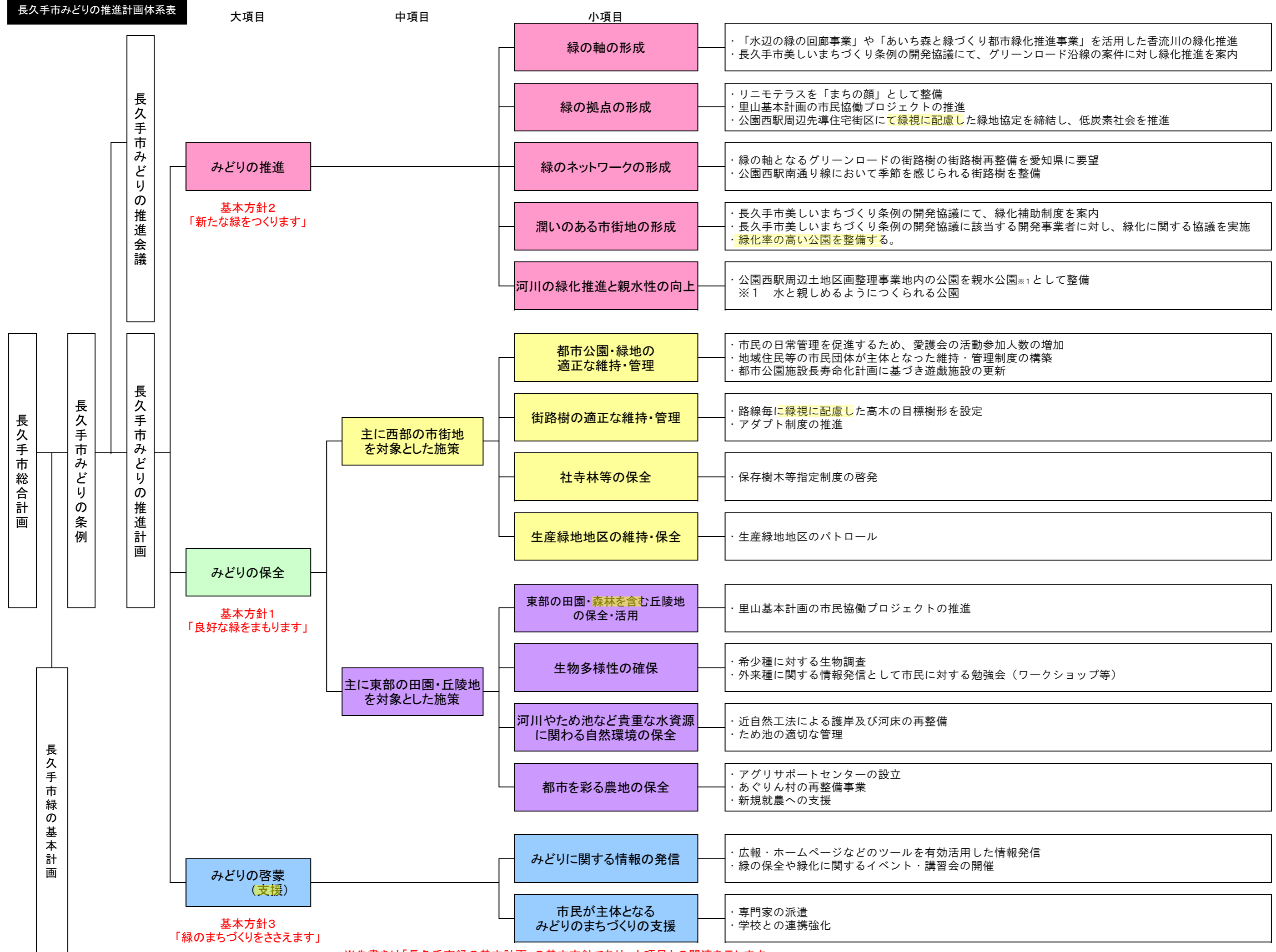
長久手市みんなで作るまち条例の理念に基づき、市民が主体的に行動するみどりのまちづくりを目指しており、市民、学生及び企業との協働が強く求められています。そのため、まず広報・ホームページなどのツールを有効に活用し、みどりに関する施策記事やみどりに関わる市民のインタビュー記事等を積極的に発信します。また、市民がみどりに触れ合える機会を増やすため、ハンギングバスケット講習会、たねダンゴ体験講習会及び香流川花植えウォーク等を開催し、楽しみながら理解を深める場を提供します。

市民が気軽にみどりのまちづくりに取り組むための仕組みづくりも重要となります。そのためには、みどりのまちづくりの人材育成や地域の取り組みへ専門家の派遣など、行政がバックアップすることにより市民が主体となったみどりのまちづくりを支えます。

- ・みどりに関する情報の発信に努めます。
- ・市民が主体となるみどりのまちづくり支援を推進します。

【改定履歴】

第1次	1999年度	策定
第2次	2011年度	改定
第3次	2018年度	改定
第4次	2020年度	改定



※朱書きは「長久手市緑の基本計画」の基本方針であり、大項目との関連を示します。